

工 事 成 績 評 定 表

(建 築 工 事 編)

令 和 7 年 4 月 1 日 改 正

工事成績採点表(完成・指定部分完成)

																		管理番号:															
工事名		工事場所																契約金額(最終)															
請負者名		工期																完成年月日															
		主任監督員						総括監督員								検査員(指定部分完成)								検査員(完成)									
		氏名						氏名								氏名								氏名									
考查項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+ 1.0	+ 0.5	0	- 5.0	- 10.0																											
	II. 配置技術者	+ 3.0	+ 1.5	0	- 5.0	- 10.0																											
2. 施工状況	I. 施工管理	+ 4.0	+ 2.0	0	- 5.0	- 10.0										+ 5.0		+ 2.5		0	- 7.5	- 15.0		+ 5.0		+ 2.5		0	- 7.5	- 15.0			
	II. 工程管理	+ 4.0	+ 2.0	0	- 5.0	- 10.0		+ 2.0	-	+ 1.0	-	0	- 7.5	- 15.0																			
	III. 安全対策	+ 5.0	+ 2.5	0	- 5.0	- 10.0		+ 3.0	-	+ 1.5	-	0	- 7.5	- 15.0																			
	IV. 対外関係	+ 2.0	+ 1.0	0	- 2.5	- 5.0																											
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+ 4.0	+ 2.0	0	- 2.5	- 5.0										+ 10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	- 10.0	- 20.0		+ 10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0	- 10.0	- 20.0			
	II. 品質	+ 5.0	+ 2.5	0	- 2.5	- 5.0										+ 15.0	+ 12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	- 12.5	- 25.0		+ 15.0	+ 12.0	+ 7.5	+ 4.0	0	- 12.5	- 25.0			
	III. 出来ばえ																																
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応(※2)																																
5. 創意工夫	I. 創意工夫(※3)																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等(※4)							+ 10.0	+ 7.5	+ 5.0	+ 2.5	0																					
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点						点								点								点									
評定点計(※5)		① 点						② 点								③ 点								④ 点									
		○指定部分完成検査があった場合:①×0. 4+②×0. 2+③×0. 2+④×0. 2																															
		※但し、③(指定部分完成)が2回以上の場合は平均値																															
		○指定部分完成検査がなかった場合:①×0. 4+②×0. 2+④×0. 4																															
7. 法令遵守等(※7)																																	
8. 総合評価		技術提案履行確認																															
9. 評 定 点 合 計(※8)		○ 評定点計(点) + 7. 法令遵守等(点)= 点																															
所 見(※9)		(主任監督員)						(総括監督員)								(検査員・指定部分完成)								(検査員・完成)									

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加減点評価のみとする。

※5 指定部分完成検査があった場合 :評定点計＝(①×0. 4+②×0. 2+③×0. 2+④×0. 2) ※ただし、③指定部分完成検査が2回以上の場合は平均値 ・指定部分完成検査がなかった場合:評定点計＝(①×0. 4+②×0. 2+④×0. 4)

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、検査員(完成)の評価に先立ち、主任及び総括監督員が行う。

※7 総合評価技術提案不履行の場合、法令遵守等で減点する。法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が完成検査時に行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、主任監督員は別紙1、総括監督員は別紙2、検査員は別紙3により行う。

細 目 別 評 定 点 採 点 表

管理番号

考査項目	細 別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員(指定部分完成)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = () 点				3.3 点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = () 点				4.1 点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = () 点		() × 0.4 + 6.5 = () 点	() × 0.4 + 6.5 = () 点	13.0 点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = () 点	() × 0.2 + 3.2 = () 点			8.1 点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = () 点	() × 0.2 + 3.3 = () 点			8.8 点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = () 点				3.7 点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = () 点		() × 0.4 + 6.5 = () 点	() × 0.4 + 6.5 = () 点	14.9 点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = () 点		() × 0.4 + 6.5 = () 点	() × 0.4 + 6.5 = () 点	17.4 点	
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = () 点	() × 0.4 + 6.5 = () 点	8.5 点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = () 点			7.3 点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = () 点				5.7 点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = () 点			5.2 点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = () 点				
評定合計						100点	
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認						

※ 指定部分完成検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5)＝細目別評定点 ※ただし、③指定部分完成検査が2回以上の場合は平均値

※ 指定部分完成検査がなかった場合 (①+②+④)＝細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認出来ない場合は、『不履行』を選択する。

工事成績採点の考查項目別チェック表（１）

管理番号

(主任監督員)

1. 施工体制	I. 施工体制一般	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					
		該当項目	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				☐	
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13					
		該当項目	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				☐	
2. 施工状況	I. 施工管理	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17					
		該当項目	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				☐	
	II. 工程管理	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					
		該当項目	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				☐	
	III. 安全対策	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15					
		該当項目	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐	☐	☐		
	IV. 対外関係	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8					
		該当項目	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				☐	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目						
		該当項目						☐
	II. 品質	評 定 (該当割合)	a	b	c	d	e	
			9 0 %以上	8 0 ~ 9 0 %未満	6 0 ~ 8 0 %未満	6 0 %未満	項目2	
		対象項目						
		該当項目						☐
5. 創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30						
		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐						
	評 点 : 7 (+7点~0点)	【創意工夫の詳細評価】						

【記入方法】 該当率は対象項目の番号に色をつけ、該当項目の□に✓を記入し計算する。
評定欄 a ~ e に色をつける

所 見

工事成績採点の審査項目別チェック表（2）

管理番号

(総括監督員)

2. 施工状況	II. 工程管理	評 定 (該当数)	a					b					c					d					e						
		優れている					やや優れている					他の事項に該当しない					やや不備					不 備							
	項 目	1	2	3	4	5																					□	□	
	該当項目	□	□	□	□	□																							
	III. 安全対策	評 定 (該当数)	a					b					c					d					e						
		優れている					やや優れている					他の事項に該当しない					やや不備					不 備							
	項 目	1	2	3	4	5	6																				□	□	
該当項目	□	□	□	□	□	□																							
4. 工事特性	キーワード評価	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25			
		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			
	26	27	28	29	30	31	32																			□	□	□	□
	評 点 : 14 (+20点~0点)	【工事特性のキーワードの詳細】																											
6. 社会性等	1. 地域への貢献度	評 定 (該当数)	a					a'					b					b'					c						
		優れている					やや優れている					良好である					やや良好である					他の事項に該当しない							
	項 目	1	2	3	4	5	6																				□	□	
該当項目	□	□	□	□	□	□																							
7. 法令遵守等	□ 該当なし	措置内容																											
	□ 該当あり																												
総合評価 技術提案	技術提案履行確認																												

1. 技術者提案履行確認において、不履行と認めた場合 マイナス評価（-10点）
2. 法令遵守等のその他の項目にチェック
- ※平成22年度以前の工事については、技術提案確認は適用外（記入不要）です。

【記入方法】 該当項目の□に✓を記入し、評定欄 a～e に色をつける

所 見

工事成績採点の審査項目別チェック表（3）

管理番号

（検査員）

2. 施工状況	I. 施工管理	評 定 (該当割合)	a					b				c				d	e														
			90%以上				80~90%未満				60~80%未満				60%未満				項目2												
			対象項目 該当項目																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	評 定 (該当割合)	a	a'				b				b'				c	d	e													
			90%以上				80~90%未満				70~80%未満				60~70%未満				2項目以下につき				50%未満				項目2				
			対象項目 該当項目																												
	II. 品質	評 定 (該当割合)	a	a'				b				b'				c	d	e													
			90%以上				80~90%未満				70~80%未満				60~70%未満				50~60%未満				50%未満				項目2				
			対象項目 該当項目																												
				a	a'				b				b'				c	d	e												
				90%以上				80~90%未満				70~80%未満				60~70%未満				50~60%未満				50%未満				項目2			
				対象項目 該当項目																											
				a	a'				b				b'				c	d	e												
				90%以上				80~90%未満				70~80%未満				60~70%未満				50~60%未満				50%未満				項目2			
				対象項目 該当項目																											
	III. 出来ばえ	評 定 (該当割合)	a	b				c				d																			
			90%以上				80~90%未満				80%未満				項目1																
			対象項目 該当項目																												
			a	b				c				d																			
			90%以上				80~90%未満				80%未満				項目1																
			対象項目 該当項目																												
			a	b				c				d																			
			90%以上				80~90%未満				80%未満				項目1																
			対象項目 該当項目																												
			a	b				c				d																			
			90%以上				80~90%未満				80%未満				項目1																
			対象項目 該当項目																												
			a	b				c				d																			
			90%以上				80~90%未満				80%未満				項目1																
			対象項目 該当項目																												

【記入方法】 該当項目の□に✓を記入し、評定欄 a～e に色をつける

所 見

考查項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	1. 施工体制一般			☐ 施工体制が優れている	☐ 施行体制が良好である	☐ 施工体制が適切である	☐ 施工体制がやや不適切である	☐ 施工体制が不適切である	
				〔評価対象項目〕 1. 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 2. 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 3. 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 4. 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 5. 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 6. 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い滞等により適切に把握されている。 7. 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 8. 現場における施工体制に対し、本店等による十分な支援体制を整え実施している。 9. 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 10. その他 理由： _____ ●評価基準 該当項目が 9 0 % 以上 a 該当項目が 8 0 % 以上 9 0 % 未満 b 該当項目が 6 0 % 以上 8 0 % 未満 c 該当項目が 6 0 % 未満 d ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）× 1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。				☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	細別計	☐	☐	8	0				

考查項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a		b		c		d		e			
		評価対象	評価	□配置技術者として優れている		□配置技術者として良好である		□配置技術者として適切である		□配置技術者としてやや不適切である		□配置技術者として不適切である	
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人)			〔評価対象項目〕 1. 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 2. 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 3. 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 4. 愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）（以下「契約約款」という。）第19条第1項に係る設計図書の照査を行っている。 5. 書類及び資料が適切に整理されている。 6. 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 7. 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 8. 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 9. 主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 10. 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 11. 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 12. 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者（現場代理人／主任（監理）技術者）について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 13. その他 理由： _____ ●評価基準 該当項目が90％以上 a 該当項目が80％以上90％未満 . . . b 該当項目が60％以上80％未満 . . . c 該当項目が60％未満 d ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％ ）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。						☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。		☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		☒	☐										
		☒	☐										
		☒	☐										
		☒	☐										
		☒	☐										
		☒	☐										
		☐	☐										
		☐	☐										
		☒	☐										
		☒	☐										
		☒	☐										
		☐	☐										
		☐	☐										
		細別計											

考査項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	1. 施工管理			☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理が良好である	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
				[評価対象項目]			☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		☒	☐	1. 契約約款 19 条第 1 項に係る設計図書の照査結果について、協議を行っている。				
		☒	☐	2. 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。				
		☒	☐	3. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。				
		☒	☐	4. 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。				
		☒	☐	5. 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。				
		☒	☐	6. 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。				
		☒	☐	7. 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。				
		☒	☐	8. 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。				
		☒	☐	9. 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。				
		☒	☐	10. 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。				
		☒	☐	11. 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。				
		☒	☐	12. 社内検査が計画的に行われている。				
		☒	☐	13. 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。				
		☐	☐	14. 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。				
		☒	☐	15. 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。				
		☐	☐	16. 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。				
		☐	☐	17. その他				
				理由： _____				
				●評価基準				
				該当項目が 9 0 % 以上 a				
				該当項目が 8 0 % 以上 9 0 % 未満 b				
				該当項目が 6 0 % 以上 8 0 % 未満 c				
				該当項目が 6 0 % 未満 d				
				●備考				
				① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。				
				② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。				
				③ 評価値（ ％ ）＝（評価数／対象評価項目数）× 1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。				
	細別計	14	0					

考查項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a		b		c		d		e	
		評価対象	評価	□工程管理が優れている		□工程管理が良好である		□工程管理が適切である		□工程管理がやや不適切である	
2. 施工状況	II. 工程管理			〔評価対象項目〕							
				1. 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。						工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
				2. 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。							
				3. 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。							
				4. 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。							
				5. 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。							
				6. 請負者の責による夜間や休日の作業がない。							
				7. 休日・代休の確保を行っている。							
				8. 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。							
				9. 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。							
				10. その他							
		理由：									
		●評価基準									
		該当項目が9 0 %以上 ・ ・ ・ ・ ・ a									
		該当項目が8 0 %以上 9 0 %未満 ・ ・ ・ b									
該当項目が6 0 %以上 8 0 %未満 ・ ・ ・ c											
該当項目が6 0 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ d											
●備考											
① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。											
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。											
③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×１００ 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。											
	細別計	6	0								

考查項目別運用表

別紙 1 (主任監督)

考 査 項 目	細 別	a		b		c		d		e	
		評価対象	評価	□安全対策が優れている		□安全対策が良好である		□安全対策が適切である		□安全対策がやや不適切である	
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策			〔評価対象項目〕							
			☐	1. 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。							
			☐	2. 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。							
			☐	3. 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正指示している。							
			☐	4. 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。							
			☐	5. 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。							
			☐	6. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。							
			☐	7. 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。							
			☐	8. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。							
			☐	9. 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。							
			☐	10. 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。							
			☐	11. 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。							
			☐	12. 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。							
			☐	13. 過積載防止に十分に取り組んでいる。							
			☐	14. 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。							
	☐	15. その他									
		理由：									

考査項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	IV. 対外関係			☐ 対外関係が優れている	☐ 対外関係が良好である	☐ 対外関係が適切である	☐ 対外関係がやや不適切である	☐ 対外関係が不適切である
				[評価対象項目]			☐ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	☐	☐	1. 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。					
	☒	☐	2. 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。					
	☒	☐	3. 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。					
	☒	☐	4. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。					
	☒	☐	5. 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。					
	☒	☐	6. 現場のイメージアップに、取り組んでいる。					
	☐	☐	7. 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。					
	☐	☐	8. その他					
			理由： _____					
		●評価基準						
		該当項目が90％以上 a						
		該当項目が80％以上90％未満 . . . b						
		該当項目が60％以上80％未満 . . . c						
		該当項目が60％未満 d						
		●備考						
		① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。						
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。						
		③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。						
	細別計	5	0					

考査項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形			☐ 出来形が優れている	☐ 出来形が良好である	☐ 出来形が適切である	☐ 出来形がやや不適切である	☐ 出来形が不適切である	
				[評価対象項目]					
			☐	1. 承諾図等が、設計図書を満足している。					☐出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			☐	2. 施工図等が、設計図書を満足している。					
			☐	3. 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。					
			☐	4. 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。					
			☐	5. 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。					
			☐	6. 出来形の管理方法を工夫している。					
			☐	7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。					
			☐	8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。					
	☐	9. その他							
		理由：							
				●評価基準					
				該当項目が90%以上 a					
				該当項目が80%以上90%未満 . . . b					
				該当項目が60%以上80%未満 . . . c					
				該当項目が60%未満 d					
				●備考					
				① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。					
				② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。					
				③ 評価値（ ％ ）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。					
				※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。					
	細別計								

考查項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

[illegible]

考查項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	評価	a	b	c	d	e				
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (電気設備工事)	評価 対象	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である				
			[評価対象項目] 1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 3. 品質確認記録の内容が、適切である。 4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5. 機材及び施工の品質が、良好である。 6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7. その他 理由： 			☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。				
			●評価基準 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d								
			●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数/対象評価項目数) × 100 評価値は、小数第一位まで(小数第二位を四捨五入)とする。 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。								
			業種計 <table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>			6	0				
6	0										
			工事比率 <table border="1"> <tr> <td></td> </tr> </table>								

考査項目別運用表

					別紙 1（主任監督員）				
考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (機械設備工事)			☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である	
		[評価対象項目]							
		☒	☐	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 契約約款第 1 8 条に基づき監督職員が改造請求を行った。			
		☒	☐	2. 品質確認記録の内容が、適切である。					
		☒	☐	3. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。					
		☒	☐	4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。					
		☒	☐	5. 機材及び施工の品質が、良好である。					
		☒	☐	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。					
		☐	☐	7. その他					
		理由：							
業種計			6	0	●評価基準 該当項目が 9 0 % 以上 a 該当項目が 8 0 % 以上 9 0 % 未満 . . . b 該当項目が 6 0 % 以上 8 0 % 未満 . . . c 該当項目が 6 0 % 未満 d				
工事比率			●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）× 1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※ 1. 機械設備工事とは、暖冷房衛生設備工事及び機械器具設置工事（エレベーター、エスカレーター設備工事等）をいう。 ※ 2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※ 3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※ 4. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が 2 工種以上複合している工事については、主任監督員が 1 名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が 2 名以上の場合、最大 3 工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。						

考查項目別運用表

別紙 1 (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	評価	a	b	c	d	e				
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (その他工事)	評価 対象	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である				
			[評価対象項目] 1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 3. 材料の品質証明が適切である。 4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7. その他 理由： 			☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	☐ 契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。				
			●評価基準 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d								
			●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数/対象評価項目数) × 100 評価値は、小数第一位まで(小数第二位を四捨五入)とする。 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。								
			業種計 <table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>			6	0				
6	0										
			工事比率 <table border="1"> <tr> <td></td> </tr> </table>								

考査項目別運用表

考 査 項 目 3. 出来形及び出来ばえ	細 別 Ⅱ. 品質 (取壊し工事)	評価 対象	評価	別紙 1 (主任監督員)				
				a	b	c	d	e
				☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
				[評価対象項目]				
				☒	☐	☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。		
				☒	☐			
				☒	☐			
				☒	☐			
				☒	☐			
				☐	☐			
				1. 分別、再資源化に努めている。 2. 施工計画書に定められた計画により管理されている。 3. 廃材処理が適切である。 4. 請負者の管理記録が整備されている。 5. 不可視部分の工事写真、施工記録等が整備されている。 6. その他				理由： ●評価基準 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。
				細別計 <table> <tr> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				
5	0							
工事比率 <table> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>								

考查項目別運用表

別紙1（主任監督員）

考 査 項 目	細 別	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■準備・後片づけ関係 □ 1. 測量・位置出しにおける工夫 □ 2. 現地調査方法の工夫 □ 3. その他 理由： ■施工関係 □ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み □ 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 9. 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 10. 照明・視界確保等の工夫 □ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 16. 仮設施工等の工夫 □ 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ 20. その他 理由： ■施工管理関係 □ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ 39. C A D、施工管理ソフト等の活用 □ 40. 施工合理化技術（※5）を活用した施工管理の工夫 □ 41. その他 理由： ■その他 □ 42. （該当技術数： ）N E T I S登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（3点） □ 43. （該当技術数： ）N E T I S登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（2点） □ 44. （該当技術数： ）N E T I S登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。（1点） □ 45. （該当技術数： ）N E T I S登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（2点） □ 46. （該当技術数： ）N E T I S登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（1点） □ 47. その他 理由：

考 査 項 目	細 別		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■品質関係 ☐ 21. 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 22. 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 24. 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 25. 品質記録方法の工夫 ☐ 26. その他 理由： ■安全衛生関係 ☐ 27. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 35. その他 理由： ■施工管理関係 ☐ 36. 出来形の管理等に関する工夫	
	記述評価 (加点数を選択 した評価内容を 詳細記述)	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載 評定点： 点	

※ 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加點評価する。

※ 2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1 項目 1 点を目安とするが、項目により 1、2、3 点で評価し、最大 7 点の加點評価とする。

※ 3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加點する。なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※ 4. 評価した内容を詳細評価欄に記載する。

※ 5. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT 施工、ロボット活用等）、BIM、ASP 等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。

※ 6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの 4 つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加點する。さらに、当該技術がNETIS 登録技術である場合は、「■その他」（新技術活用）の項目に追加で加點できるものとする。

考查項目別運用表

別紙 2 (総括監督員)

考 査 項 目	細 別		a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	評価	☐ 工程管理が優れている	☐ 工程管理が良好である	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がやや不適切である	☐ 工程管理が不適切である
			〔評価対象項目〕 ☐ 1. 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 2. 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 3. 近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 4. 配置技術者（現場代理人／主任（監理）技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ 5. その他 理由： 詳細評価内容：				
	細別計	0	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。 ※1. 総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。なお、総括監督員を置かない工事においては、主任監督員が評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。 ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。				

考査項目別運用表

別紙2(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	評価	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策		□安全対策が優れている	□安全対策が良好である	□安全対策が適切である	□安全対策がやや不適切である	□安全対策が不適切である
			〔評価対象項目〕 □ 1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ 2. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ 3. 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ 4. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ 5. 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ 6. その他 理由： 詳細評価内容：				
	細別計	0	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。 ※1. 総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。なお、総括監督員を置かない工事においては、主任監督員が評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献等について加点評価する。 ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。				

考查項目別運用表

別紙2(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	評 価 対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	■建物規模への対応 ＊下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 1) 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 2) 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 3) 大空間のホール等を有する建物 ☐ 4) その他 理由：	
		■建物固有の機能の難しさへの対応 ＊下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 5) 対象建物の耐震レベル ☐ 6) 建物機能の特殊性 ☐ 7) その他 理由：	[評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に相当する工事 ・電気又は機械設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に相当する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		■建物固有の施工技術の難しさへの対応 ＊下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 8) 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 9) 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ☐ 10) 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ 11) その他 理由：	[評価技術事例] ・特異な特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		■厳しい自然・地盤条件への対応 ＊下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 12) 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） ☐ 13) 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 14) 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ 15) その他 理由：	[評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

[評価技術事例]

・建築物で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に相当する工事

・電気又は機械設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に相当する工事

・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物

[評価技術事例]

・特異な特許工法等の技術的に検討が必要な工事

・特殊な工法及び材料等を採用した工事

・特殊な設備システムを採用した工事

・免震装置を設ける工事

・大規模な山留め工法が必要な工事

・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事

・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事

[評価技術事例]

・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事

・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事

・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

考 査 項 目	細 別	評 価 対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	■厳しい周辺環境、社会条件との対応 ＊下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 16) 地中埋設物等の作業障害 ☐ 17) 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 18) 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 19) 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 20) その他 理由：	[評価技術事例] ・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		■施工現場での対応 ＊下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 ☐ 21) 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） ☐ 22) 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 ☐ 23) 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 24) 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 25) 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 26) 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 27) 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 ☐ 28) 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 29) 特殊な室などで、工種が幅輻し困難な調整を要する工事 ☐ 30) 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 31) 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ 32) その他 理由：	
	記述評価	【工事特性の詳細評価】 加点した項目について具体的な内容を記載 評点：	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目別運用表

別紙2(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	評価	a	a'	b	b'	c																																																																																																																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐

考査項目別運用表

別紙2(総括監督員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表		
7. 法令遵守等			
	措 置 内 容		点 数
	☐	1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点
	☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
	☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
	☐	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
	☐	5. 文書注意	-8 点
	☐	6. 口頭注意	-5 点
	☐	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）	-3 点
	☐	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	-10 点
	☐	9. その他 理由：	0 点
	☐	10. 該当項目なし	0 点
該当項目なし			点
① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。			
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。			
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。			
④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。			
⑤ 2以上の項目に該当する場合、該当する項目の点数を合算して計上する。また、1の項目に2回以上重複して該当する場合、該当する項目の点数に回数を乗じて計上する。			
⑥ 総合評価落札方式において、請負者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。			
履行：総合評価時の提案どおりに実施された。			
不履行：総合評価時の提案の不履行があった。			
対象外：総合評価時の提案の対象外。			

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
7. 法令遵守等	【上記で評価する場合の適用事例】 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した 例) 一括下請負、技術者の専任違反等 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 請負企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 15. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 16. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 17. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。 18. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 19. 請負者が契約約款第7条の2第1項及び第2項の規定に違反した。 20. その他 理由：

考査項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	1. 施工管理			☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理が良好である	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である		
		[評価対象項目]								
		☒	☐	1. 契約約款第19条第1項に係る設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。						
		☒	☐	2. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。						
		☒	☐	3. 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。						
		☒	☐	4. 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。						
		☒	☐	5. 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。						
		☒	☐	6. 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。						
		☒	☐	7. 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。						
		☒	☐	8. 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。						
		☒	☐	9. 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。						
		☒	☐	10. 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。						
		☒	☐	11. 工事の関係書類及び資料整理がよい。						
		☐	☐	12. その他						
		理由：								
		●評価基準								
		該当項目が90％以上・・・・・・・・・・		a						
		該当項目が80％以上90％未満・・・・・・		b						
		該当項目が60％以上80％未満・・・・・・		c						
		該当項目が60％未満・・・・・・・・・・・・・		d						
		●備考								
		① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。								
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。								
		③ 評価値（％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。								
		細別計		11	0					

考査項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形 (建築工事)			☐ 出来形が特に優れている	☐ 出来形が優れている	☐ 出来形が特に良好である	☐ 出来形が良好である	☐ 出来形が適切である	☐ 出来形がやや不適切である	☐ 出来形が不適切である
		〔評価対象項目〕							☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形が不適切であった為、契約約款第33条第4項に係る修補指示を検査員が行った。
		☒	☐	1. 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。						
		☒	☐	2. 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。						
		☒	☐	3. 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。						
		☒	☐	4. 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。						
		☒	☐	5. 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。						
		☒	☐	6. 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。						
		☒	☐	7. 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。						
		☒	☐	8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。						
		☐	☐	9. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。						
	☐	☐	10. その他							
				理由： _____						
細別計		8	0	●評価基準						
				該当項目が90%以上・・・・・・・・ a						
				該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'						
				該当項目が70%以上80%未満・・・・ b						
				該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'						
				該当項目が50%以上60%未満・・・・ c						
				該当項目が50%未満・・・・・・・・ d						
				●備考						
				① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。						
				② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。						
				③ 評価値（％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。						
				※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。						

考査項目別運用表

別紙3（検査員）

考 査 項 目	細 別	評価 対象	評価	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 （建築工事）			☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である		
				[評価対象項目] ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐					1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3. 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6. 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 7. 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 8. 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9. その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 11. 中間検査や既済部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 12. その他 理由：		☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であったため、契約約款第33条第4項に係る修補指示を検査員が行った。
		細別計	70	●評価基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ a' 該当項目が70％以上80％未満・・・・ b 該当項目が60％以上70％未満・・・・ b' 該当項目が50％以上60％未満・・・・ c 該当項目が50％未満・・・・・・・・ d ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。								
	工事比率											
	工種別計											

考查項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (電気設備工事)			☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である	
				[評価対象項目]							
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ■ ☐ ☐ ☐	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6. 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 8. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10. 中間検査や既済部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12. その他						☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であったため、契約約款第33条第4項に係る修補指示を検査員が行った。
		業種計		8	0	●評価基準					
				該当項目が90%以上・・・・・・・・ a							
				該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'							
				該当項目が70%以上80%未満・・・・ b							
				該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'							
				該当項目が50%以上60%未満・・・・ c							
				該当項目が50%未満・・・・・・・・ d							
				●備考							
				① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。							
				② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。							
				③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。							
				※1. 目的物の品質の水準を評価すること。							
				※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。							
				※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。							

考查項目別運用表

別紙 3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (機械設備工事)	評価 対象	☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
			〔評価対象項目〕 1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5. 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6. 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 8. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10. 中間検査や既済部分検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12. その他 理由：					☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であったため、契約約款第33条第4項に係る修補指示を検査員が行った。
			●評価基準 該当項目が90％以上・・・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ a' 該当項目が70％以上80％未満・・・・ b 該当項目が60％以上70％未満・・・・ b' 該当項目が50％以上60％未満・・・・ c 該当項目が50％未満・・・・・・・・ d						
			●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。						
			業種計 8 0						
			工事比率						

考查項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (その他工事)			☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
				[評価対象項目] ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ □ □ 理由：					■ □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ■ □ 品質が不適切であったため、契約約款第33条第4項に係る修補指示を検査員が行った。	
				●評価基準 該当項目が90%以上・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・・・・ d ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×100 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。						
				業種計 6 0 工事比率						

考查項目別運用表

別紙 3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評 価	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 (取壊し工事)	評価 対象	☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						
			■ ☐ ■ ■ ■ ■ ■ ☐ ☐						

考查項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ (建築工事)			☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている
				〔評価対象項目〕 ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 1 0			

細別計

工事比率

工種別計

理由：

●評価基準

該当項目が9 0 %以上・・・・ a

該当項目が8 0 %以上9 0 %未満・・・ b

該当項目が8 0 %未満・・・・ c

●備考

① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。

③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。

④ 評価対象項目数が2 項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2 工種以上複合している工事については、主任監督員が1 名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2 名以上の場合、最大3 工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。

☐ 出来ばえが劣っている。

考查項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ (電気設備工事)			☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている
				〔評価対象項目〕 ■ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 1. きめ細やかな施工がなされている。 2. 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3. 機器又はシステムとして、運転状態にが正常であり、性能が優れている。 4. 環境負荷低減への対策が優れている。 5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. その他 理由：			☐ 出来ばえが劣っている。
		業種計	1 0	●評価基準 該当項目が9 0 %以上・・・・・・・・ a 該当項目が8 0 %以上9 0 %未満・・・・ b 該当項目が8 0 %未満・・・・・・・・ c ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ④ 評価対象項目数が2 項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。 ※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2 工種以上複合している工事については、主任監督員が1 名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2 名以上の場合、最大3 工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。			
	工事比率						

考査項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ (機械設備工事)			☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている
				〔評価対象項目〕 ■ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 1. きめ細やかな施工がなされている。 2. 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4. 環境負荷低減への対策が優れている。 5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. その他 理由：			☐ 出来ばえが劣っている。
		業種計	10	●評価基準 該当項目が9 0 %以上・・・・・・・・ a 該当項目が8 0 %以上9 0 %未満・・・・ b 該当項目が8 0 %未満・・・・・・・・ c ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ④ 評価対象項目数が2 項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。 ※1. 機械設備工事とは、暖冷房衛生設備工事及び機械器具設置工事（エレベーター、エスカレーター設備工事等）をいう。 ※2. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※4. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2 工種以上複合している工事については、主任監督員が1 名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2 名以上の場合、最大3 工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。			
	工事比率						

考查項目別運用表

別紙 3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価 対象	評価	a	b	c	d				
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ (その他工事)			☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている				
				〔評価対象項目〕 1. きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2. 既存部分や関連設備との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである。 3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 4. 仕上がりの状態が良好である。 5. その他 理由： ●評価基準 該当項目が 9 0 % 以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が 8 0 % 以上 9 0 % 未満・・・・・・ b 該当項目が 8 0 % 未満・・・・・・・・・・ c ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）× 1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ④ 評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。 ※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※ 3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が 2 工種以上複合している工事については、主任監督員が 1 名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が 2 名以上の場合、最大 3 工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。							
				業種計 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				1	0		
1	0										
				工事比率 <table border="1"> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>							

考査項目別運用表

別紙3 (検査員)

考 査 項 目	細 別	評価対象	評価	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ (取壊し工事)			☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている
				〔評価対象項目〕 ■ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 1. きめ細やかな施工がなされている。 2. 既存部分や関連設備との調整がなされている。 3. 安全及び環境に対する配慮が適切である。 4. 仕上がりの状態が良好である。 5. その他 理由：			☐ 出来ばえが劣っている。
		細別計		●評価基準 該当項目が9 0 %以上・ ・ ・ ・ ・ a 該当項目が8 0 %以上9 0 %未満・ ・ ・ ・ b 該当項目が8 0 %未満・ ・ ・ ・ ・ c ●備考 ① 「対象」欄のチェックボックスは、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。チェックボックスの周囲が緑色に網掛けされた項目は、原則評価対象とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝（評価数／対象評価項目数）×1 0 0 評価値は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。 ④ 評価対象項目数が2 項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。 ※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2 工種以上複合している工事については、主任監督員が1 名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2 名以上の場合、最大3 工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。			
				工事比率			

建築工事成績評定作業の指針（案）

1. はじめに

- (1) 本指針は、工事成績評定表（建築工事編）を適用する工事を対象とする。
- (2) 本指針は、考査項目別運用表を作成する際に適用する。
- (3) 本指針に基づいて、工事成績評定作業の適正化を図る。

2. 共通留意事項

(1) 評定者

①成績評定は、主任監督員、総括監督員及び検査員が行う。

a. 主任監督員：評定者は、1名から3名までとする。

b. 総括監督員：評定者は、工事の総括的判断を担う1名とする。

c. 検査員：評定者は、指定部分完成検査を行う検査員及び完成検査を行う検査員とする。

※総括監督員を置かない工事においては、主任監督員と総括監督員の評定は主任監督員が行うものとする。

②監督員は、検査員に先立って、各考査項目の評価を行う。

(2) 工事成績採点基準

①評価対象項目は、採点する判断、根拠を項目に表しチェックするものであり、より客観性、透明性を持ったものである。

＊評価対象項目の□欄の取り扱いについて、

評価対象項目が工事の評価内容に該当し、評価の対象となる場合

- ・評価対象欄□をチェック☑する。
- ・加点（評価）する場合は、評価欄□をチェック☑する。
- ・加点（評価）しない場合は空白□とする。

②評価値％は、小数第一位まで（小数第二位を四捨五入）とする。

3. 主任監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

(1) 施工体制（Ⅰ施工体制一般、Ⅱ配置技術者（現場代理人等））

評価対象項目について、「施工プロセスのチェックリスト」等の記録・提出資料等に基づいて評価する。

(2) 施工状況（Ⅰ施工管理、Ⅱ工程管理、Ⅲ安全対策、Ⅳ対外関係）

評価対象項目について、現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書、施工体制書類、工事写真、安全衛生関係書類等を基に、総合的に判断して評価する。

(3) 出来形及び出来ばえ（Ⅰ出来形、Ⅱ品質）

品質は、評価対象工事が、[建築工事]、[電気設備工事]、[機械設備工事]、[取壊し工事]、[その他工事]のいずれに該当するかを検討し、該当工事種別の評価対象項目に沿

って評定する。2工種以上複合している工事については、主任監督員が1名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が2名以上の場合、最大3工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均等の方法によるものとする。

(4) 創意工夫

①施工計画書にこのことが記載又は事前に請負人から自主的に創意工夫にかかる資料提出され、これらの項目が施工等に反映されており、その工夫の効果が認められると判断された場合は、検査員と合議のうえ、評価対象とする。

(※ 請負者から提出された項目を、無条件で全て評価するものではない。)

②用紙欄外の「※1～※6」の注釈を参考にする。

5. 総括監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

(1) 施工状況 (Ⅱ工程管理、Ⅲ安全対策)

評価対象項目について、現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書、施工体制書類、工事写真、安全衛生関係書類等を基に、総合的に判断して評価する。

(2) 工事特性

①評価技術事例を参考にして、評価対象項目で評価する。

※工事特性内容をよく吟味し安易な加点とせず、工事特性に対する技術力の評価となるよう、検査員と合議のうえ、厳密に評価する。

②用紙欄外の「※1～※4」の注釈を参考にする。

(3) 社会性等

①地域への貢献等は、現場への臨場、工事写真、その他関係書類等を基に総合的に判断して評価する。

※日常の現場周辺管理に含まれるような、清掃活動は評価対象としない。

※本体工事において不良箇所がない場合に、社会性等の該当項目を加点評価する。

②用紙欄外の「※1～※4」の注釈を参考にする。

(4) 法令遵守等

①適用事例等を参照し、該当する措置内容の項目により判断する。

②評価は、当該工事の契約期間中に当該工事に直接係わりがある場合とする。

③総合評価落札方式において、請負者の責により技術提案を満足する施工が行われな
い場合、10点を限度に以下により減点する。

減点＝10点×(不履行の項目数／評価された項目数)

例) 評価された項目数が3で不履行の項目数が2のとき

減点＝10点×2／3＝6.6点(小数点以下第2位を切捨)

6. 検査員留意事項

主任監督員の考査項目と類似する項目があるため、検査員は必要に応じ、主任監督員等から聴き取りを行い、客観的に適正かつ厳格に評点するものとする。留意事項は、以下に

示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

(1) 施工状況 (I 施工管理)

評価対象項目について、実施工程表、工事履行報告書、施工体制書類、工事写真等を基に、総合的に判断して評価する。

(2) 出来形及び出来ばえ (I 出来形、II 品質、III 出来ばえ)

品質及び出来ばえは、評価対象工事が、[建築工事]、[電気設備工事]、[機械設備工事]、[取壊し工事]、[その他工事]のいずれに該当するかを検討し、該当工事種別の評価対象項目に沿って評定する。2 工種以上複合している工事については、主任監督員が 1 名の場合、主要工事で評価するものとし、主任監督員が 2 名以上の場合、最大 3 工種まで選定してそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均等の方法によるものとする。

7. 成績評定通知後の評定の修正

(1) 成績評定通知後に評定の修正を行う必要が生じた場合は、建設企画課建築技術・工事検査Gにおいて行う。

(2) 成績評定通知後に契約不適合が発見される等、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づき、当該工事の施工にあたり指名停止の措置が決定され指名停止期間が定められた場合においては、考査項目「7. 法令遵守等」を準用し、指名停止期間等に基づき「7. 法令遵守等」の評定点を減点する。評定の修正は指名停止措置にあわせて行う。

※この作業指針(案)は、令和 3 年 4 月 1 日から運用する。

※この作業指針(案)は、令和 7 年 4 月 1 日から運用する。